

2025 年 7 月 4 日

貸 借 取 引 参 加 者
代 表 者 殿

日 本 証 券 金 融 株 式 会 社
代表執行役社長 櫛田 誠希

貸借取引の銘柄別申込制限措置等の見直しについて

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社では 2025 年 1 月 9 日付「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」（日本証券業協会における自主規制規則）の改正におきまして、PTS における立会外取引に類似する取引にかかる制度が整備されたことに伴い、貸借取引の銘柄別申込制限措置等にかかる取り扱いを整理いたしましたので、ご通知申し上げます。

貴社におかれましては、引き続き申込制限措置等の内容をご理解のうえ貸借取引をご利用いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 貸借取引の銘柄別申込制限措置等の見直し

別紙のとおり、申込制限措置等の対象のうち、「ハ. 金融商品取引所の売買立会によらない売買（ただし PTS における売買を除く。）を利用した制度信用取引による買いの転売に伴う融資返済申込みおよび貸株申込み」について、PTS における立会外取引に類似する取引についても当該申込制限措置等の対象であることを明確にするため記載を見直すことといたします。

また、これに伴い、銘柄別申込制限措置等にかかる社発様式も変更いたします。

2. 実施日

2025 年 8 月 1 日公表分から

なお、実施日前日において、申込制限措置等の対象にハ. が含まれる申込停止措置等を行っている銘柄については、実施日以降に自動的に読み替えられるものとします。

以 上

貸借取引の銘柄別申込制限措置等の対象にかかる新旧対照表

改正後	現 行
(申込制限措置等の対象) イ. 制度信用取引による新規売り（自己の信用売りを含む。）に伴う貸株申込みおよび融資返済申込み ロ. 制度信用取引による買い（自己の信用買いを含む。以下同じ。）の現引きに伴う融資返済申込みおよび貸株申込み ハ. <u>金融商品取引所の立会外取引および PTS における立会外取引に類似する取引を利用した</u>制度信用取引による買いの転売に伴う融資返済申込みおよび貸株申込み ニ. 制度信用取引による買いの転売に伴う融資返済申込みおよび貸株申込み	(申込制限措置等の対象) イ. 制度信用取引による新規売り（自己の信用売りを含む。）に伴う貸株申込みおよび融資返済申込み ロ. 制度信用取引による買い（自己の信用買いを含む。以下同じ。）の現引きに伴う融資返済申込みおよび貸株申込み ハ. <u>金融商品取引所の売買立会によらない売買（ただし PTS における売買を除く。）を利用した</u>制度信用取引による買いの転売に伴う融資返済申込みおよび貸株申込み ニ. 制度信用取引による買いの転売に伴う融資返済申込みおよび貸株申込み

※ 社発通知においては、各措置に関して対象銘柄がない場合は当該項目の記載を省略する場合があります。